

指宿市有料広告等掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）第3条第2項の規定に基づき、市の管理する公共物等（以下「広告媒体」という。）に掲載ができる広告に関する基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告等については一切の責任は、広告主が負うものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(個別の基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を設けることができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 消費者金融及び高利貸しに該当する事業者
- (3) ギャンブルに該当する事業者（ただし、公営ギャンブルは除く。）
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (7) 市の指名停止措置を受けている事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められる事業者

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ 肖像権、著作権を侵害するおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大表現（誇大広告）及び根拠のない誤認を招くような表現（例：「世界一」「一番安い」等）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現（例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等）
 - ウ 人材募集広告で、労働基準法関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証及び指定しているかのような表現のもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写等、善良の風俗を害するような表現のもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神及び教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

- (4) 景観と著しく違和感があるもの
 - (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
 - (6) 著しくデザイン性の劣るもの
 - (7) 意味なく不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがある広告は掲載しない

- (1) 自動車等運転の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等のストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿や裸体姿等を表示し、著しく注意をひくもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第9条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体を主管する課等において、別表の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

- 2 前項の審査において内容の訂正及び削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。この場合においては、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

別表（第9条関係）

業種	基準	表示例
1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない</p>	一か月で確実にマスターできる等
2 語学教室等	(1) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	
3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）	<p>(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。</p> <p>(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。</p>	
4 外国大学の日本校	(1) 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」	
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は、国家資格ではありません。」</p> <p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのような誤解を与える表示はしない。</p>	
6 病院、診療所、助産所	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5、第6条の6、第6条の5第1項第7号及び第11号から第13号の規定に基づき広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることができない。</p> <p>(5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に関わるものは広告できない。</p> <p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならぬ。赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。</p>	

11 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号及び許可免許証番号等を明記すること。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等
12 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
13 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意すること。</p>	白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
14 通信販売業	(1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
15 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現でないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や大衆の興味や関心をあおるような言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良の風俗に反する表現のないものであること。</p>	

16 映画・興業等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>	
17 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>	回収、引き取り、処理、処分、撤去及び廃棄等
18 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記すること。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な営業案内等に限定する。</p>	
19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な営業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>	
20 募金等	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>(2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>	
21 質屋・チケット	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>	〇〇バツグ 50,000 円, 航空券, 東京～福岡 15,000 円等
22 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づき適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づきトランクルームではありません。」等</p>	

23	ダイヤルサービス	(1) ダイヤル Q2 のほか各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
24	ウイークリーマンスション等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。
25	規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	(1) 本基準第5条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
26	その他表示について注意を要すること	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客感的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの。 費用がかかる場合には、その旨明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会の確認の必要あり。）</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p> <p>「メーカー希望小売価格の30%引き」等 昼食代は実費負担、「入会金は別途かかります」等</p> <p>「メーカー希望小売価格の50%引き」（宝石に通常、メーカー希望価格ははない）等 「酒は20歳を過ぎてから」等 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>